

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(高知貿易情報センター)
- 2 就業場所 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁本庁舎
高知貿易情報センター
- 3 部署業務内容 貿易投資相談、セミナー、商談会等業務
- 4 業務内容 ①「高知県の貿易」アンケート調査に係る業務(アンケート票発送・回収、アンケート対象企業との電話連絡、データ入力、文章入力、表・グラフ作成、冊子発送等)
② 文書・郵便物の收受・所内供覧、ファイリング
③ セミナー・商談会等の実施に係る作業補助
④ 事業等の実績とりまとめ作業補助
⑤ 書類等の荷造発送作業
⑥ 電話応対等庶務
⑦ その他、指示された補助業務

募集人数: 1 名

出張の有無: 無

残業: 法定内 20 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

法定外 0 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

※電話対応等でまれに残業が発生する。

- 5 派遣契約期間 2020年7月1日 ~ 2020年9月30日

※本契約終了後の契約更新なし。

- 6 勤務時間 9:00 ~ 17:00

(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日

(勤務曜日) 月火水木金

- 7 派遣元の要件

- ①競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
- ②派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
- ③派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい。
- ④契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
- ⑤派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
- ⑥トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。
- ⑦ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(必要に応じ派遣元と派遣職員の面談を実施し、適宜面談内容についてジェトロへ報告すること)。
- ⑧すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求にかかる手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

8 派遣職員の必須要件

- ①社会人としての基礎を身につけていること。
 - ・職員(嘱託員・派遣職員含む)及び国内外企業・関係団体等関係者と協調して業務を遂行できるコミュニケーション能力があること。
 - ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること。
 - ・機密情報、個人情報取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
 - ・理由の無い欠勤、遅刻がなく、周りに不快感を与えない身だしなみであること。
 - ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
 - ・過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。
 - ・電話対応や対人対応等、マナー・常識を有し、電話対応を厭わず、適切な言葉遣いができること。
 - ・習熟スピードが早く、説明されたことはメモを取り、同じ説明を繰り返す必要がないこと。
- ②業務実施にあたり、以下の経験・スキルを有すること。
 - ・業務対応(特にPCスキル)が正確で迅速であること。
 - ・データの入力が迅速で正確であること。
 - ・PC操作(MS Office、インターネット、E-mail)、特にExcelに習熟していること(業務上多用、MS Officeスペシャリスト(一般)レベル)。

OAスキル: 基本的なアプリケーションソフト、E-Mail、Webブラウザ等の操作に習熟しており、各機能を業務で使いこなせていること。具体的には以下の操作以上のスキルを有している(研修を受けた経験があるだけでなく、業務で使いこなせている)こと。

Word 新規文書作成・編集、宛名ラベル差込印刷

Excel データ入力・編集、表・グラフ作成、四則演算、オートフィルタ、関数

PowerPoint プレゼンテーション資料の作成、フロー図の作成

Access -

その他 -

英語スキル: レベル -

使用内容 -

使用頻度 -

9 その他の要望

特になし。

10 職場の環境

- ①所長1名、所員2名、非常勤嘱託員2名、派遣職員1名(2020年5月現在)。
- ②主に所長、所員が業務に関する説明、指示を行う。

11 その他

①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以 上